

## 令和 8 年度における蔵王山火山防災協議会の活動（案）について

令和 8 年 1 月 9 日

### 1 各種訓練の実施

- ・通信訓練（噴火警戒情報の伝達、防災対応状況の報告）

各機関の異動等を踏まえ、連絡先名簿の更新や通信手段等の連絡体制の構築と蔵王山火山防災対策に基づく円滑な火山防災対策の実施を図ることを目的とし、蔵王エコーライン開通日周辺に通信訓練を実施する。

- ・図上訓練（レベル引き上げに伴う各機関の防災体制の確認）

火山の活動状況や火山防災情報について、蔵王山火山防災対策等に基づく各機関の対応を確認することで、各機関担当者の災害対応能力の向上を図ることを目的に図上訓練を実施する。

担当者の顔の見える関係を構築し、噴火時の対応について年度早期に確認すべきという観点から、令和 8 年度は 5 月～6 月に実施する。

### 2 避難促進施設について

- ・避難確保計画の作成

閉鎖中の施設を除くと、令和 7 年度末時点で協議会構成自治体に所在するすべての避難促進施設について、避難確保計画が策定される予定である。

### 3 蔵王山想定火口域の立ち入り規制解除（又は緩和）について

- ・令和 7 年度に、賽の磧登山道の安全性確認を行った結果、登山道の整備なしには立入規制解除が困難だという意見が見受けられた。これを踏まえ、今後について以下のとおり進めていく。

#### 【令和 8 年度以降の方針】

- ① 観光資源としての登山道の整備については、観光関係部署と関連自治体等の協議に向けた働きかけを行う。
- ② 想定火口域内の噴気等火山防災に係る注意喚起標識については、協議会の承認を得たうえで作成する。
- ③ ①と②を踏まえ、規制の在り方につきあらためて協議会に諮る。

### 4 その他

- ・年度当初に緊急連絡先及び担当者名簿の更新を行う。
- ・蔵王山を訪れる観光客等に対し火山活動に関する注意喚起を行うため、標識の設置等を行う。
- ・協議会及び幹事会を必要に応じ開催する。
- ・火山防災の日（8 月 26 日）関連イベントとして、仙台管区気象台の協力のもと、「宮城県 9. 1 総

合防災訓練」会場（R8 大崎市。8月末を予定）に火山防災意識啓発のための特設ブース設営を検討している。

- ・上記の他に必要な活動が生じた場合は、その都度協議等を行う。